

第1版 令和2年8月31日

令和3年度（令和4年4月開所）
認可保育所整備事業者公募要領

令和2年8月

川口市子ども部子ども総務課

令和3年度（令和4年4月開所） 認可保育所整備事業者公募要領

1 募集の趣旨

本市では、確保した保育量を超える保育需要があり、依然として待機児童が発生しております。

このことから、待機児童を解消するため、第2期川口市子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、認可保育所の整備および運営を行う事業者（以下、「整備事業者」という。）を募集します。

2 募集内容

(1) 開所日

令和4年4月1日

(2) 最重点募集地区

令和3年度は、以下の地区を最重点募集地区とします。

地区名	町名
中央地区	・本町1～4丁目、栄町1～3丁目、金山町、幸町1～3丁目、川口1～3丁目

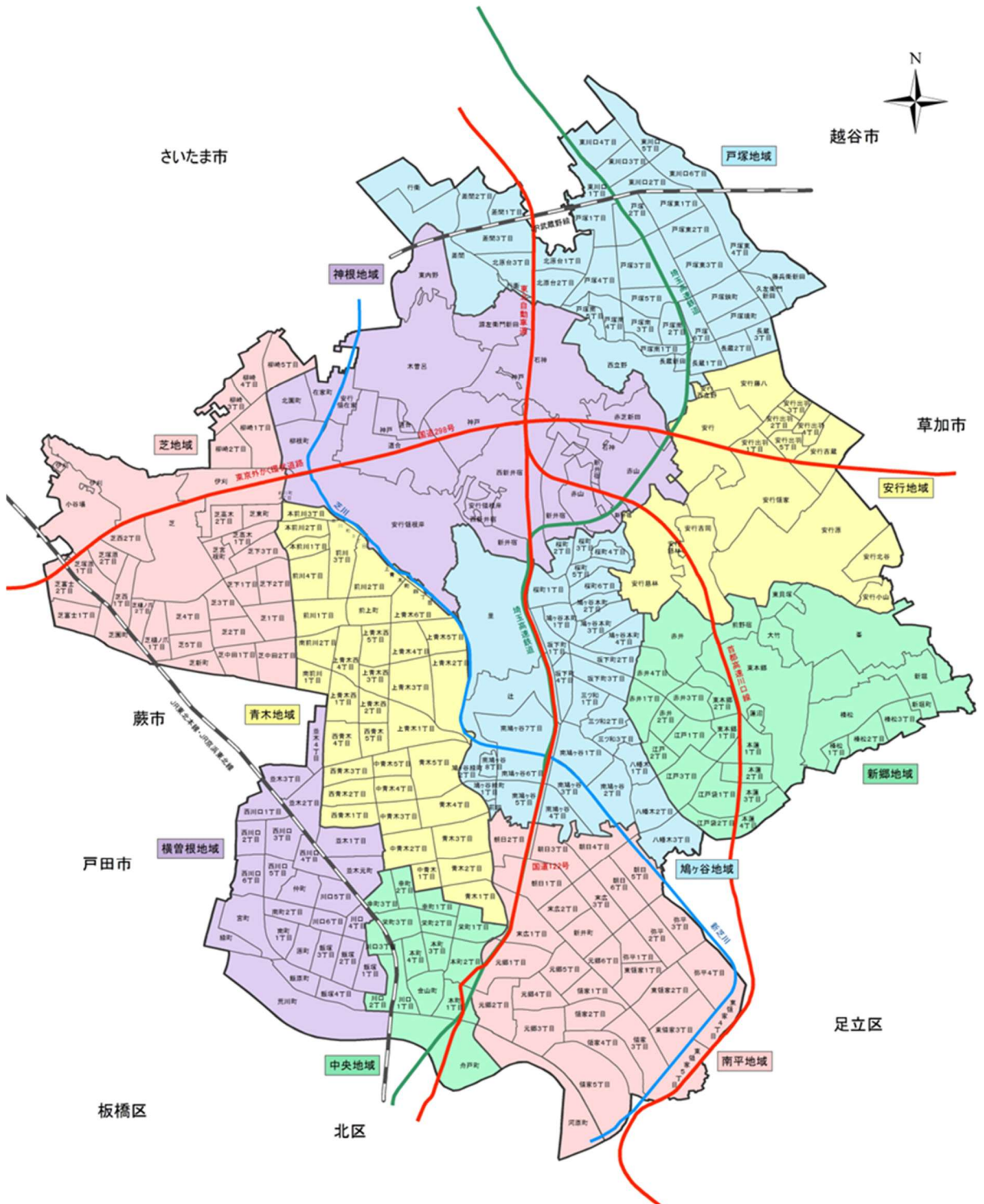
(3) 重点募集地区

令和3年度は、以下の地区を重点募集地区とします。

地区名	町名
横曽根地区	・川口4～6丁目、飯塚1～4丁目、西川口1～6丁目、仲町、飯原町、原町、宮町、南町1～2丁目、並木2～3丁目
青木地区	・青木1～3丁目、中青木1～2丁目
芝地区	・大字小谷場、芝中田1丁目、芝新町、芝2～5丁目、芝樋ノ爪1～2丁目、芝塚原1～2丁目、芝西1～2丁目、芝富士1～2丁目、芝園町 ・大字芝、芝中田2丁目の一部（産業道路の西側）
戸塚地区	・戸塚東1～4丁目、東川口1～6丁目、戸塚1～4丁目

※市街化調整区域内の整備は、原則として認められません。

※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、第5項、第11項に掲げる営業を行う施設等が近隣にある場所での整備は、原則として認められません。



(4) 募集スケジュール (※1)

ア 保育事業者が建物を新築して認可保育所を開設する場合 (創設)

時期 (予定)		内容
令和2年度	8月31日 (月) ～9月18日 (金)	質問書の受付期間
	8月31日 (月) ～9月25日 (金)	公募申込書の受付期間
	9月25日 (月) ～10月16日 (金)	選考資料の提出期間 (※2)
	10月19日 (月) ～11月中旬 (予定)	選考期間 (庁内検討委員会 (※3))
	11月下旬 (予定)	整備事業者の選定 (結果通知の送付)
	11月下旬 ～12月中旬 (予定)	市との協議期間 (※4)
	12月下旬 (予定)	施設認可部会
	1月上旬～1月中旬	市との協議期間 (※4)
	1月下旬	国への補助金申請

イ 保育事業者が建物を借りて認可保育所を開設する場合 (賃貸)

時期 (予定)		内容
令和2年度	12月1日 (火) ～12月21日 (月)	質問書の受付期間
	12月1日 (火) ～1月15日 (金)	公募申込書の受付期間
	1月18日 (月) ～1月29日 (金)	選考資料の提出期間 (※2)
	2月中旬 (予定)	選考期間 (庁内検討委員会 (※3))
	2月下旬 (予定)	整備事業者の選定 (結果通知の送付)
	2月下旬～3月中旬 (予定)	市との協議期間 (※4)
	3月中旬 (予定)	施設認可部会
	4月上旬～ (未定)	市との協議期間 (※4)
3年度	(未定)	国への補助金申請

※1 令和2年度の国の補助金スケジュールに基づき記載しております。

国の補助金スケジュールに合わせて変更する場合があります。

※2 事前に公募申込書を提出していない場合、選考資料を受領しません。

※3 庁内検討委員会において整備事業者ヒアリングを実施します。また、

必要に応じ、市から整備事業者に対して、選考資料の記載内容について確認等（追加資料の提出依頼を含む）をさせて頂く場合があります。

※4 選考過程で出された意見に基づき、図面等の修正を依頼する場合があります。

(5) 定員構成

- ・「創設」の場合は、定員75人以上とします。
- ・「賃貸」の場合は、原則として定員60人以上とします。
- ・地域型保育事業所（小規模保育事業者等）の連携施設を確保する観点から、必ず2歳児よりも3歳児の定員が多くなるようにしてください。
- ・新規受け入れ枠を確保する観点から、なるべく0歳児より1歳児、1歳児より2歳児の定員が多くなるようにしてください。

※0歳児に空きが生じている保育所等が散見されることから、0歳児の定員については協議をさせていただく場合があります。

(6) 募集する施設数

- ・「創設」 若干数
- ・「賃貸」 5施設程度

※応募状況、内容によっては、選定施設数が募集施設数より少なくなる（又は選定しない）場合があります。

※1法人につき、1施設まで応募できるものとします。

(7) 審査基準

①保育事業の運営経験

②事業計画

- ・定員構成
- ・職員確保の確実性
- ・資金計画、応募法人の財務状況（直近の施設整備状況も含む）など

③児童福祉事業に対する考え方

- ・児童福祉事業に対する理念
- ・安全対策（避難、屋外活動を含む）
- ・障害児保育、外国人対応への取り組み など

④整備計画

- ・施設の構造（保育室等の面積、安全性、保育を行う環境など）
- ・近隣住民等への説明状況、職員の働き方への配慮、整備工程 など

⑤整備予定地

- ・最重点募集地区内での整備に対しては加点を行います。
- ・最重点募集地区、重点募集地区外での整備に対しては減点を行います。
- ・整備予定地の周辺に保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園（令和3年4月開所予定施設を含む）がすでに設置されている場合は、当該地区の保育ニーズ等を勘案し、減点を行う場合があります。
（最重点募集地区内での整備についてはこの限りではありません。）

⑥その他、運営及び整備に関する必要な事項

- ※審査の結果、市で定める基準に達しない場合は、応募施設数に係らず不採択となります。

3 応募要件

(1) 事業者の要件

次の①から⑩までを全て満たすこと

①令和2年4月1日現在で、次のア又はイの要件を満たす法人であること。

ア 認可保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業等、地方単独施策による認可外保育施設又は企業主導型保育施設（以下「保育所等」という。）を適切に2年以上運営していること。（新設法人においては、設立の基礎となる法人等の事業を新設法人のものとみなします。）

イ 実務を担当する幹部職員が、保育所等において（幹部職員として）2年以上勤務した経験を有する者であり、当該法人の役員、又は当該法人と直接雇用契約を結んで雇用されており引き続き雇用される見込みである常勤職員であること。

※イの要件のみを満たす場合は、公募申込書に必要事項を記入すること。（要件の適否については、庁内検討委員会にて判断いたします。追加資料の提出を求める場合があるので、早めに公募申込書を提出すること。）

②認可保育所を運営するために必要な経済的基盤があること。

③児童福祉法（昭和22年法律第164号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、保育所保育指針、川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年12月26日条例第58号。以下「基準条例」という。）、川口市民間保育所設置認可等基準要綱（以下「基準要綱」という。）等の関係法令や国等が発出した通知を熟知していること。

※関係法令や国等が発出した通知の内容については、厚生労働省、内

閣府などのホームページ、最新の保育所運営ハンドブック（中央法規）などで確認すること。

- ④保育士を確実に確保できること。
- ⑤法人として事業決定を行っていること。
- ⑥市税等に滞納がないこと。
- ⑦地域型保育事業所の連携施設となるよう努めること。
- ⑧障害児保育に取り組むこと。
- ⑨保育所の経理規定を遵守し、保育所ごとの拠点区分会計を設けること。
- ⑩本公募に応募して開設した保育所を10年以上運営すること。また、病気等の事情がない限り、施設長を最低2年間に変更しないこと。
- ⑪4・5歳児の空き保育室を使った低年齢児の受け入れ事業を行うこと。ただし、地域型保育事業所の連携施設となった場合は、同事業を行わないことができる。（詳細は次ページの通り）

4・5歳児の空き保育室を使った低年齢児の受け入れについて

新規開設保育所では初年度、4・5歳児の入所希望が少ない傾向にあることから、施設および保育士に余剰が出てしまう場合があります。一方、低年齢児については多くの待機児童がいることから、本市では平成31年4月開所の保育所から、4・5歳児の空き保育室を活用して低年齢児を多く受け入れる事業を進めています。

★認可定員を以下のとおりと仮定した場合

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
認可定員	6	15	15	18	18	18	90

【開設初年度】

4・5歳児室を活用して以下のように1歳児を3名多く受け入れます。多く受け入れる人数を3歳児の定員の上限とすることにより、当初多く受け入れた園児は最終的にその保育所で卒園まで在籍できることとなります。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
初年度	6	18	15	18	設定なし	設定なし	57

【開設2年目】

1歳児が2歳児になるので、2歳児が認可定員より3名多くなります。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
2年目	6	15	18	18	18	設定なし	75

【開設3年目】

2歳児が3歳児になるので認可定員どおりになり、当初多く受け入れた園児も卒園まで在籍することができます。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3年目	6	15	15	18	18	18	90

運営事業者にとっても、安定的な委託費が見込めることから開設2年間の運営が計画的にできるようになります。

(2) 施設の要件

次の①から③までの要件を全て満たすこと

- ①基準条例、基準要綱、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、その他関係法令や通知を遵守した施設整備計画を提出すること。
- ②契約書等の権利関係を示す客観的資料により、建設用地の確保が確実であること及び地域住民の賛同が得られていること。
- ③基準条例第33条第5項に規定する面積以上の屋外遊戯場を敷地内に設けること。（ただし、建物の賃貸借により整備する場合で、2（2）に規定する重点募集地区内のうち、JR川口駅、西川口駅、蕨駅、東川口駅から半径500m以内の場所で整備を行う場合はこの限りではありません。この場合も、基準要綱第12条第3項第2号に規定する要件をすべて満たすこと。）

(3) その他の要件

整備予定地の近隣住民に対して、本公募に応募する旨を伝え、保護者の送迎時の対応や騒音など、周辺環境への配慮に関する対応方針等について必要な説明を行うこと。（半径100m以内に保育所、幼稚園、地域型保育事業所がある場合は、当該施設に対しても同様に説明を行うこと。）

4 公募申込書

(1) 提出方法

- ・電子メールにて子ども総務課のアドレス宛てに提出してください。
※メールアドレスは最終ページに記載しております。

(2) 提出者

- ・提出は保育所の整備事業者から行ってください。
※設計業者、不動産業者等から提出された書類は受理しません。
- ・公募申込書の到達後、4開庁日以内に、選考資料の書式を電子メールで送付します。
※万一届かない場合は、電子メールが不着になっている恐れがありますので、子ども総務課までお知らせください。

5 質問書

(1) 受付方法

- 3ページの2（3）に規定する「質問書の受付期間」内に電子メールで送付してください。
- ※電話、口頭等による質問にはお答えできません。

また、個別の質問や他の事業者の応募状況などについてはお答えできません。

※回答は、原則として子ども総務課から電子メールで送付いたします。
合わせて、市ホームページにも掲載します。

(2) 提出者

質問書は、必ず保育所の整備事業者から提出してください。

※設計業者、不動産業者から提出された質問書は受理しません。

6 選考資料の提出

(1) 提出書類と作成方法

ア 全ての書式をA4サイズに統一してください。

ただし、図面および保育計画に限り、A3サイズも可とします。

イ 書式は様式ごとに両面印刷し、正本、副本の4部(計5部)を提出してください。

ウ 紙製の2穴フラットファイルに綴り、表紙および背表紙に「令和3年度認可保育所整備事業者選考資料」、正本、副本の別、施設名(仮称も可)、事業者名を明記してください。

エ 書式は、以下の順で区分ごとに台紙をはさみ、台紙に番号を記載したインデックスを付けてください。

オ 必要書類および添付書類

(※以下の書類が全て揃っていること。提出後の追加、変更は不可。)

1	チェックリスト
2	児童福祉施設設立計画書
3	事業計画書
4	施設概要・選考シート
5	図面(配置図・平面図)
6	園舎周辺の地図および写真 ※代替園庭の場合は、理由書(任意書式)も添付すること。
7	個別訪問近隣説明状況報告書/近隣説明確認書/近隣説明会報告書
8	土地登記事項証明書、公図
9	【既存物件による整備の場合】 建物登記事項証明書、建築検査済証(又はそれに代わるもの)
10	整備にかかる資金計画および運営にかかる予算書
11	前年度の決算書(施設ごとの内訳書を含む) ※社会福祉法人以外は過去3年分
12	借入を予定している場合は償還計画

1 3	賃貸借契約書（合意書）
1 4	各補助対象項目見積書（工事見積書は中項目まで）（任意書式） 工事費等集計書（市指定書式） （※共に補助金を活用して整備を行う場合のみ提出）
1 5	工程表（施設整備に係る開所までのスケジュール） （※令和4年2月末までに整備（備品の納品も含む）が完了するようにすること）
1 6	【既存法人による整備の場合】法人登記簿謄本（登記事項証明書）
1 7	理事会等で事業決定を行った際の議事録の写し（要原本証明）
1 8	保育計画（全体的なものも含む）、デイリープログラム、食育計画 ※いずれも歳児ごとに記載され、保育所保育指針に従ったもの
1 9	誓約書（市指定書式）

※上記のほか、必要な書類の提出を求める場合があります。

（2）提出方法

子ども総務課の窓口へ直接提出してください。

※事前に電話、電子メール等で予約をした上で来庁してください。

7 その他注意事項

- （1）本市から指示を受けた場合を除き、公募申込書と選考資料を提出期間終了後に変更することは一切認められませんので、書類提出前に法人内においても十分協議を行ってください。
- （2）令和4年2月末までに整備を完了させ、市の完了検査を受けてください。
- （3）補助金を活用して整備を行う場合は、（2）の検査とは別に、補助金に関する検査を受検していただきます。
- （4）大規模開発（高層マンションの建設など）に合わせて保育所を整備する場合、補助金を受けずに保育所を整備する場合、または小規模保育事業所から認可保育所に移行する場合は、本公募要領の枠外で協議を行う場合がありますので、早めに市にご相談ください。
- （5）選考後に公募申込書又は選考資料の内容に虚偽があることが判明した場合、申請の内容を履行できなくなった場合は、原則失格とします。（整備予定事業者として選定された後であっても同様とします。）
- （6）提出していただいた書類は返却いたしません。また、提出された書類は、川口市情報公開条例に基づく情報公開の対象となる場合がありますので、ご承知おきください。
- （7）本募集に関して生じる全ての費用は、応募事業者の負担とします。

(8) ホームページ記載の情報に変更が生じる場合がありますので、常に最新の情報を取得するようお願いいたします。

8 問い合わせ先

川口市子ども部子ども総務課（市役所第二庁舎4階）

電話：048-271-9457（直通）

FAX：048-255-3188

メール：083.04000@city.kawaguchi.saitama.jp